



《電気需給に関する重要事項説明書》

2025年4月1日

秩父新電力株式会社

電気事業法第2条の13に基づき、当社がお客さまに電気を供給し、お客さまが当社から電気を需給する際の供給条件を記載した本書面を交付致します。電力供給サービスの詳細に関しては、「電気需給約款【低圧】」をご確認ください。

1. 小売電気事業者の名称等

秩父新電力株式会社（小売事業者登録番号：A0533）

2. 需給の申し込み方法

直接、郵便またはメールにより、「電気需給契約申込書」をご提出いただく方法で申し込んでいただきます。

3. 需給開始予定日

別途お客さまと当社との間の協議にて合意した日としますが、従前の小売電気事業者または取次事業者（以下「旧事業者」といいます。）から切り替える場合は、原則として、申込みをされた日以降最初の検針日となります。

4. 需給契約の成立および契約期間

契約期間は、以下によります。

- ① 契約期間は、ポテくまパワー（臨時電灯）およびポテくまパワー（臨時電力）の場合を除き、当社とお客さまとの間の電気の需給に関する契約（以下「本契約」といいます。）が成立した日から、需給開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日を含む計量期間等（託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等をいいます。）の終期までとします。
- ② 契約期間満了の3ヶ月前に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を個別に通知する方法またはインターネットのウェブサイトに掲載する方法その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と考える方法」といいます。）によりお知らせするものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- ② ポテくまパワー（臨時電灯）およびポテくまパワー（臨時電力）の契約期間は、本契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約上電気を使用できる期間の満了の日までといたします。

5. 切替のお手続きおよび計量器工事について

旧事業者からの切替の手続きおよび計量器工事は、お客様の費用負担なしで実施されるものとします。

※お客様のご希望によってその他の工事等が発生する場合は、お客様にご負担いただきます。

6. その他の工事費等の負担について

お客様は当社がお客様に電気を供給するために必要な工事に係る費用の負担を一般送配電事業者から求められた場合、または当社が施設する場合、その費用について、お客様に振込または口座振替により支払っていただきます。詳細は、電気需給約款【低圧】「Ⅶ供給方法および工事」をご参照下さい。

7. 契約電流および契約容量について

原則として、旧事業者との間で適用されていた契約電流または契約容量と同様のものを適用いたします。ただし、お客様が別途希望される場合は、電気需給約款【低圧】の定めに従い、当社とお客様との協議によって決定いたします。詳細は、電気需給約款【低圧】「Ⅲ契約種別および料金」をご参照ください。

8. 供給電圧および周波数について

供給電圧：100Vまたは200V

周波数：50Hz（ただし、群馬県の一部は60Hz）

9. 電気料金について

電気料金は、基本料金（税込）＋（電力量料金単価（税込）×ご使用量±燃料費等調整単価（税込）×ご使用量）＋（再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込）×ご使用量）＋（容量拠出金単価（税込）×契約電力）とします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。基本料金および電力量料金の詳細は、電気需給約款【低圧】「Ⅲ契約種別および料金」を、再生可能エネルギー発電促進賦課金および容量拠出金については、同約款別表1「再生可能エネルギー発電促進賦課金」、同約款別表3「容量拠出金」を、燃料費等調整単価については、電気需給契約申込書をご参照ください。

10. 電力量の計測方法および料金調定の方法

毎月の検針日（当社があらかじめお客様に計量日をお知らせした場合は計量日とし、以下同様とします。）に、一般送配電事業者が設置する記録型計量器（スマートメーター）により、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間の使用電力量を計測いたします。

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間となります。ただし、①電気の供給を開始した月、②本契約を終了した月、③契約電流等の変更により料金に変更があった場合は、基本料金を日割計算いたします。

11. 電気料金のお支払について

電気料金のお支払いには、以下の方法を選択いただけます。

- ①振込（振込手数料は、お客さまに負担していただきます。）
- ②口座振替（振替手数料は、当社が負担いたします。）
- ③クレジットカード（支払日はカード会社によって異なります。）

12. 電気の供給に関してお客さまにお守りいただく事項等

当社がお客さまへ電気を供給するために、電気の供給に伴う設備の施設場所のご提供、電気工作物等に支障がある場合などのご連絡、必要がある場合の立ち入り業務などにご協力いただくことがあり、お客さまはこれらの一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要家に関する事項について承諾していただきます。お客さまにお守りいただく事項の詳細は、電気需給約款【低圧】V 使用および供給の35.(需要場所への立入りによる業務の実施) 36.(施設場所および施設物の無償使用等) 37.(電気の使用に伴うお客さまの協力)をご参照ください。

13. お客さまが行う契約の解除について

他の小売電気事業者または取次事業者等へ切り替える場合は、当該切り替える事業者へ申込みを行っていただくことで足り、当社へお申し出をいただく必要はございません。また、引越しの場合は、電気の使用停止日が決まり次第、19.お問い合わせ先に記載の連絡先へ事前に解約のお申し出をいただくことで、本契約を解除することができます。ただし、お客さまが、契約電流・契約容量を新たに設定しまたは増加された日以降1年に満たないで、契約を解約しまたは契約電流・契約容量を減少しようとされる場合、当社は、一般送配電事業者から託送供給等約款に基づき請求された料金・工事費の精算額をお客さまから申し受ける場合があります。

14. 当社からの申し出による解除に関する事項について

お客さまが以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は15日前までに書面で通知した上で、本契約を解除することがあります。不可抗力により当社が本契約の全部または一部を履行できない場合も同様とします。

- ①電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき
- ②電気料金（他の電気需給契約に基づく電気料金も含まれます。）を支払期日をさらに20日経過して、なお支払われないとき
- ③電気料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他本契約から生じる金銭債務をいいます。）を支払われないとき
- ④その他電気需給約款【低圧】の規定に違反したとき
- ⑤差押、競売、破産、民事再生その他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなしたとき、または滞納処分を受けたとき

15. 契約切り替えの際の注意事項について

当社と新たに契約される場合、旧事業者との間で締結された小売供給契約が解除され、その契約内容

に、違約金等の解約に係わる支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社への申し込み手続後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス（特典およびポイントサービス）等について、当社へのお申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。詳細は、旧事業者との契約内容をご確認ください。

16. 本契約成立後の書面交付について

お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、本約款等、当該契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、当該契約に関する供給条件を記載した書面を交付します。

17. 変更契約時の説明および書面交付ならびに締結後書面交付

電気需給約款【低圧】その他の当社とお客さまとの間の本契約の供給条件の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

- ①供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ②契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- ③上記にかかわらず、供給条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。

18. 非化石証書電源構成および非化石証書の使用状況

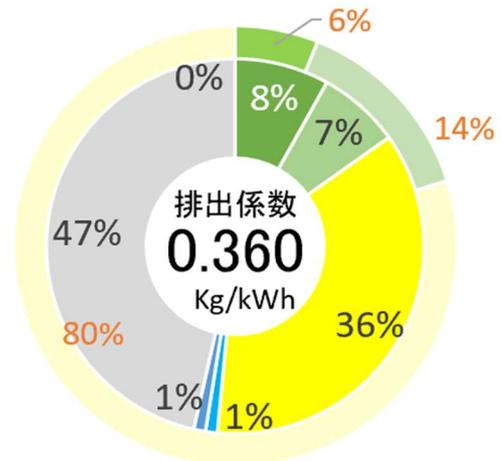
RE100プラン

実質再エネ率: 100%



通常プラン

再エネ率: 6%



■電源構成(内円)

- 秩父CC(FIT電気 バイオマス)
- 秩父CC(火力・その他)
- FIT電気 太陽光
- FIT電気 小水力
- 太陽光(非FIT)
- その他
- 卸電力取引所

■非化石証書(外円)

- 再エネ指定あり
- 再エネ指定なし
- 証書なし

※いずれのプランも地産電源率: 54%

※1: FIT電気とは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー電源を用いて発電され、固定価格買取制度(FIT)によって電気事業者に買い取られた電気のことです。当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客さまも含めて、電気の利用者が負担する賦課金によって賄われております。

※2: 卸電力取引所から調達した電気には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

※3: 秩父1市4町(秩父市、横瀬町、皆野町、小鹿野町、長瀬町)内で発電した電気を、秩父1市4町のお客さまへお届けすることで、電気の地産地消を実現しています。

※4: 電源調達の状況等によっては、上記の電源構成とならない可能性があります。当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。別途年度の終了後実績をお客様へ当社が適当と考える方法により通知します。

19. お問い合わせ先

申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き、追加情報提供受付等、ご不明な点は、以下までお問合せください。

秩父新電力株式会社 (小売電気事業者登録番号: A0533)

〒368-0032 埼玉県秩父市熊木町9番5号 秩父ビジネスプラザ

TEL: 0494-22-6700

メール: customer@chichibu-pps.co.jp

※受付時間: 9:00~17:00 (平日のみ。ただし、年末年始・祝日は除きます。)

ホームページ: <http://www.chichibu-pps.co.jp/>



秩父新電力